

権力者フアースト正せ

安倍晋三首相が仕掛けた解散総選挙。国難だ、危機が迫る、とあおり立て、突然に「選べ」と選択を迫られている。投票まで1週間余り。憲法9条論の泰斗はこの惨状を憂え、嘆き、憤っている。「憲法と平和についてもう一度考えなければならない」。立ち止まり、何度も憲法の淵源を見つめ直さなければならない。いまがそのときだ、と。

(構成・田崎 基)

安倍改憲を問う

「安倍首相は憲法改正を推し進め
る姿勢を鮮明にし、自民党も選挙公
約に改憲を盛り込んだ。9条につい
ては「自衛隊の明記」を掲げた」

「そもそもたらす効果はあまりにも危
険だ。
まず第1に、9条2項は「陸海空
軍その他他の戦力は、これを保持しな
い」と規定している。政府解釈は、
自衛隊は「自衛のための必要最小限
度の実力」(自衛力)であり、2項
の「戦力」には当らないとし、自
衛のための必要最小限度の範囲内に
どもまれば、核兵器の保有も合憲と
解釈している。したがって「自衛力」
を明記することによって「自衛のた
めの」核兵器の保有が可能であるこ
とが憲法上確定する。

第2に、安倍政権は「自衛のため
の必要最小限度の実力」に集団的自
衛権の一部が含まれるという違憲の
解釈を行ったため、明記される
「自衛力」には集団的自衛権の一部
が含まれることになる。

北朝鮮や中国が、米国を攻撃した
場合、日本は北朝鮮や中国から攻撃
を受けていないにもかかわらず、「自
衛のため」と称して攻撃することができる。これは、北朝鮮や中国から
みれば、日本が先に攻撃したことにな
なるため、その報復攻撃は免れない。
安倍首相が提案している「集団的
自衛権を認める改憲」に賛成するの
は、報復攻撃によって一般市民が崩

害されるリスクを覚悟することを意
味する。

第3に、明記される「自衛」の大
解釈を防ぐ手だてはない。「自衛」
の解釈として政府は従来「武力の行
使」が許容されるのは、「我が国に
対する武力攻撃が発生した場合」に
限られるとしてきたが、安倍政権は
集団的自衛権を認め、この限定を骨
抜きにした。

「我が国を取り巻く安全保障環境
の変化」が、「自衛」の範囲を「解
釈変更」する理由になるのであれば、
新9条の「自衛」の範囲も同じ理由
で拡大解釈される可能性がある。

そして最後に、自衛隊を明記した
としても、自衛隊は9条2項の「戦
力」不保持の影響は受け続ける。そ
うすると政府は一方で軍拡を行つた
としても、それは「自衛力」の範囲
内であると強弁を続けることにな
る。結果、「戦力」概念の骨抜きが
完了する。

そうして新たな自衛隊の根拠規定
は独り歩きを始める。これまで9条
2項が果たしてきた立憲的統制が崩
壊し、「自衛隊」のまま「軍隊」となる。

他方で自衛隊自身が合憲になった
としても、自衛隊の個別の「装備・
人員」が「戦力」に当たることはあ
り得るから、自衛隊の違憲性は問わ
れ続ける。

そうなれば「神学論争をやめよう」

という言説が蔓延し、9条2項が葬
られるのは時間の問題だ。さらに安
倍首相はこの改憲によって「自衛隊
違憲論を一掃する」と言う。安倍首
相による9条改憲論は、言論や学問
の自由とも深く関わっている。

こうした状況でまともな改憲論議
などできるはずがない。まず憲法が
な土台なしに展開されている。それ
は9条に限らない。

例えば緊急事態条項。大災害で衆
院議員の総選挙ができなかつたらど
うするのか、議員の任期を延長でき
るようになり、緊急事態条項が憲法
に必要だ、などと言っている。だが、
過去には本土が空襲されているさな
かでも選挙は行われていた。公職選
挙法を改正して対応すれば足りる問
題であつて、憲法とは関係ない。

そしてついに「東京五輪までに新
間隙を縫う首相の「伝家の宝刀」とい
うのがんだ解釈がまかり通つてい
る。憲法学者の高見勝利・上智大名
誉教授はこの解散について「憲法
蹂躪だと厳しく指摘したが、ここ
まで強く憲法学者が指摘した例はそ
う多くない。

憲法学者について、思考が「お花
畑」だとか、「自衛隊を違憲」という
バカどもなどと言う方がいる。だ
がいま起きているのは、そういうレ
ベルではない。

改憲論者や自衛隊合憲論者とされ
る憲法学者でさえ、安倍政権による
集団的自衛権行使容認と安保法制は
口をそろえて「違憲」と声を上げ
た。

こうした状況でまともな改憲論議
などできるはずがない。まず憲法が
な土台なしに展開されている。それ
は9条に限らない。

例えば緊急事態条項。大災害で衆
院議員の総選挙ができなかつたらど
うするのか、議員の任期を延長でき
るようになり、緊急事態条項が憲法
に必要だ、などと言っている。だが、
過去には本土が空襲されているさな
かでも選挙は行われていた。公職選
挙法を改正して対応すれば足りる問
題であつて、憲法とは関係ない。

そしてついに「東京五輪までに新
間隙を縫う首相の「伝家の宝刀」とい
うのがんだ解釈がまかり通つてい
る。憲法学者の高見勝利・上智大名
誉教授はこの解散について「憲法
蹂躪だと厳しく指摘したが、ここ
まで強く憲法学者が指摘した例はそ
う多くない。

憲法学者について、思考が「お花
畑」だとか、「自衛隊を違憲」という
バカどもなどと言う方がいる。だ
がいま起きているのは、そういうレ
ベルではない。

改憲論者や自衛隊合憲論者とされ
る憲法学者でさえ、安倍政権による
集団的自衛権行使容認と安保法制は
口をそろえて「違憲」と声を上げ
た。

こうした状況でまともな改憲論議
などできるはずがない。まず憲法が
な土台なしに展開されている。それ
は9条に限らない。

例えば緊急事態条項。大災害で衆
院議員の総選挙ができなかつたらど
うするのか、議員の任期を延長でき
るようになり、緊急事態条項が憲法
に必要だ、などと言っている。だが、
過去には本土が空襲されているさな
かでも選挙は行われていた。公職選
挙法を改正して対応すれば足りる問
題であつて、憲法とは関係ない。

そしてついに「東京五輪までに新
間隙を縫う首相の「伝家の宝刀」とい
うのがんだ解釈がまかり通つてい
る。憲法学者の高見勝利・上智大名
誉教授はこの解散について「憲法
蹂躪だと厳しく指摘したが、ここ
まで強く憲法学者が指摘した例はそ
う多くない。

憲法学者について、思考が「お花
畑」だとか、「自衛隊を違憲」という
バカどもなどと言う方がいる。だ
がいま起きているのは、そういうレ
ベルではない。

改憲論者や自衛隊合憲論者とされ
る憲法学者でさえ、安倍政権による
集団的自衛権行使容認と安保法制は
口をそろえて「違憲」と声を上げ
た。

こうした状況でまともな改憲論議
などできるはずがない。まず憲法が
な土台なしに展開されている。それ
は9条に限らない。

例えば緊急事態条項。大災害で衆
院議員の総選挙ができなかつたらど
うするのか、議員の任期を延長でき
るようになり、緊急事態条項が憲法
に必要だ、などと言っている。だが、
過去には本土が空襲されているさな
かでも選挙は行われていた。公職選
挙法を改正して対応すれば足りる問
題であつて、憲法とは関係ない。

そしてついに「東京五輪までに新
間隙を縫う首相の「伝家の宝刀」とい
うのがんだ解釈がまかり通つてい
る。憲法学者の高見勝利・上智大名
誉教授はこの解散について「憲法
蹂躪だと厳しく指摘したが、ここ
まで強く憲法学者が指摘した例はそ
う多くない。

憲法学者について、思考が「お花
畑」だとか、「自衛隊を違憲」という
バカどもなどと言う方がいる。だ
がいま起きているのは、そういうレ
ベルではない。

改憲論者や自衛隊合憲論者とされ
る憲法学者でさえ、安倍政権による
集団的自衛権行使容認と安保法制は
口をそろえて「違憲」と声を上げ
た。

こうした状況でまともな改憲論議
などできるはずがない。まず憲法が
な土台なしに展開されている。それ
は9条に限らない。

例えば緊急事態条項。大災害で衆
院議員の総選挙ができなかつたらど
うするのか、議員の任期を延長でき
るようになり、緊急事態条項が憲法
に必要だ、などと言っている。だが、
過去には本土が空襲されているさな
かでも選挙は行われていた。公職選
挙法を改正して対応すれば足りる問
題であつて、憲法とは関係ない。

そしてついに「東京五輪までに新
間隙を縫う首相の「伝家の宝刀」とい
うのがんだ解釈がまかり通つてい
る。憲法学者の高見勝利・上智大名
誉教授はこの解散について「憲法
蹂躪だと厳しく指摘したが、ここ
まで強く憲法学者が指摘した例はそ
う多くない。

憲法学者について、思考が「お花
畑」だとか、「自衛隊を違憲」という
バカどもなどと言う方がいる。だ
がいま起きているのは、そういうレ
ベルではない。

改憲論者や自衛隊合憲論者とされ
る憲法学者でさえ、安倍政権による
集団的自衛権行使容認と安保法制は
口をそろえて「違憲」と声を上げ
た。

こうした状況でまともな改憲論議
などできるはずがない。まず憲法が
な土台なしに展開されている。それ
は9条に限らない。

例えば緊急事態条項。大災害で衆
院議員の総選挙ができなかつたらど
うするのか、議員の任期を延長でき
るようになり、緊急事態条項が憲法
に必要だ、などと言っている。だが、
過去には本土が空襲されているさな
かでも選挙は行われていた。公職選
挙法を改正して対応すれば足りる問
題であつて、憲法とは関係ない。

そしてついに「東京五輪までに新
間隙を縫う首相の「伝家の宝刀」とい
うのがんだ解釈がまかり通つてい
る。憲法学者の高見勝利・上智大名
誉教授はこの解散について「憲法
蹂躪だと厳しく指摘したが、ここ
まで強く憲法学者が指摘した例はそ
う多くない。

憲法学者について、思考が「お花
畑」だとか、「自衛隊を違憲」という
バカどもなどと言う方がいる。だ
がいま起きているのは、そういうレ
ベルではない。

改憲論者や自衛隊合憲論者とされ
る憲法学者でさえ、安倍政権による
集団的自衛権行使容認と安保法制は
口をそろえて「違憲」と声を上げ
た。

こうした状況でまともな改憲論議
などできるはずがない。まず憲法が
な土台なしに展開されている。それ
は9条に限らない。

例えば緊急事態条項。大災害で衆
院議員の総選挙ができなかつたらど
うするのか、議員の任期を延長でき
るようになり、緊急事態条項が憲法
に必要だ、などと言っている。だが、
過去には本土が空襲されているさな
かでも選挙は行われていた。公職選
挙法を改正して対応すれば足りる問
題であつて、憲法とは関係ない。

そしてついに「東京五輪までに新
間隙を縫う首相の「伝家の宝刀」とい
うのがんだ解釈がまかり通つてい
る。憲法学者の高見勝利・上智大名
誉教授はこの解散について「憲法
蹂躪だと厳しく指摘したが、ここ
まで強く憲法学者が指摘した例はそ
う多くない。

憲法学者について、思考が「お花
畑」だとか、「自衛隊を違憲」という
バカどもなどと言う方がいる。だ
がいま起きているのは、そういうレ
ベルではない。

改憲論者や自衛隊合憲論者とされ
る憲法学者でさえ、安倍政権による
集団的自衛権行使容認と安保法制は
口をそろえて「違憲」と声を上げ
た。

こうした状況でまともな改憲論議
などできるはずがない。まず憲法が
な土台なしに展開されている。それ
は9条に限らない。

例えば緊急事態条項。大災害で衆
院議員の総選挙ができなかつたらど
うするのか、議員の任期を延長でき
るようになり、緊急事態条項が憲法
に必要だ、などと言っている。だが、
過去には本土が空襲されているさな
かでも選挙は行われていた。公職選
挙法を改正して対応すれば足りる問
題であつて、憲法とは関係ない。

そしてついに「東京五輪までに新
間隙を縫う首相の「伝家の宝刀」とい
うのがんだ解釈がまかり通つてい
る。憲法学者の高見勝利・上智大名
誉教授はこの解散について「憲法
蹂躪だと厳しく指摘したが、ここ
まで強く憲法学者が指摘した例はそ
う多くない。

憲法学者について、思考が「お花
畑」だとか、「自衛隊を違憲」という
バカどもなどと言う方がいる。だ
がいま起きているのは、そういうレ
ベルではない。

改憲論者や自衛隊合憲論者とされ
る憲法学者でさえ、安倍政権による
集団的自衛権行使容認と安保法制は
口をそろえて「違憲」と声を上げ
た。

こうした状況でまともな改憲論議
などできるはずがない。まず憲法が
な土台なしに展開されている。それ
は9条に限らない。

例えば緊急事態条項。大災害で衆
院議員の総選挙ができなかつたらど
うするのか、議員の任期を延長でき
るようになり、緊急事態条項が憲法
に必要だ、などと言っている。だが、
過去には本土が空襲されているさな
かでも選挙は行われていた。公職選
挙法を改正して対応すれば足りる問
題であつて、憲法とは関係ない。

そしてついに「東京五輪までに新
間隙を縫う首相の「伝家の宝刀」とい
うのがんだ解釈がまかり通つてい
る。憲法学者の高見勝利・上智大名
誉教授はこの解散について「憲法
蹂躪だと厳しく指摘したが、ここ
まで強く憲法学者が指摘した例はそ
う多くない。

憲法学者について、思考が「お花
畑」だとか、「自衛隊を違憲」という
バカどもなどと言う方がいる。だ
がいま起きているのは、そういうレ
ベルではない。

改憲論者や自衛隊合憲論者とされ
る憲法学者でさえ、安倍政権による
集団的自衛権行使容認と安保法制は
口をそろえて「違憲」と声を上げ
た。

こうした状況でまともな改憲論議
などできるはずがない。まず憲法が
な土台なしに展開されている。それ
は9条に限らない。

例えば緊急事態条項。大災害で衆
院議員の総選挙ができなかつたらど
うするのか、議員の任期を延長でき
るようになり、緊急事態条項が憲法
に必要だ、などと言っている。だが、
過去には本土が空襲されているさな
かでも選挙は行われていた。公職選
挙法を改正して対応すれば足りる問
題であつて、憲法とは関係ない。

そしてついに「東京五輪までに新
間隙を縫う首相の「伝家の宝刀」とい
うのがんだ解釈がまかり通つてい
る。憲法学者の高見勝利・上智大名
誉教授はこの解散について「憲法
蹂躪だと厳しく指摘したが、ここ
まで強く憲法学者が指摘した例はそ
う多くない。

憲法学者について、思考が「お花
畑」だとか、「自衛隊を違憲」という
バカどもなどと言う方がいる。だ
がいま起きているのは、そういうレ
ベルではない。

改憲論者や自衛隊合憲論者とされ
る憲法学者でさえ、安倍政権による
集団的自衛権行使容認と安保法制は
口をそろえて「違憲」と声を上げ
た。

こうした状況でまともな改憲論議
などできるはずがない。まず憲法が
な土台なしに展開されている。それ
は9条に限らない。

例えば緊急事態条項。大災害で衆
院議員の総選挙ができなかつたらど
うするのか、議員の任期を延長でき
るようになり、緊急事態条項が憲法
に必要だ、などと言っている。だが、
過去には本土が空襲されているさな
かでも選